

# お 知 ら せ

常総国道事務所では、坂東市より寄附の申し出のあった土地について、令和5年3月22日に受納することとしました。

令和5年3月22日  
常総国道事務所長

国関整常国用一第97号

令和5年3月22日

坂東市長 木村 敏文 様

国土交通省関東地方整備局

常総国道事務所長

寄 附 受 納 書

令和5年3月13日付け坂都都発第221号により申出のあった下記土地の寄附については、受納する。

記

茨城県坂東市弓田字猪子1248番1外27筆

別添一覧表参照

以 上

## 別添対象地一覧表

所在 茨城県坂東市 地先

大字	字	地番	現況地目	実測面積
弓田	猪子	1248-1	雑種地	314.90 <sup>m<sup>2</sup></sup>
弓田	猪子	1249-3	雑種地	1,266.21 <sup>m<sup>2</sup></sup>
弓田	猪子	1250-14	雑種地	512.76 <sup>m<sup>2</sup></sup>
弓田	三ツ又	1254-2	雑種地	1,009.94 <sup>m<sup>2</sup></sup>
弓田	三ツ又	1255-3	雑種地	377.88 <sup>m<sup>2</sup></sup>
弓田	三ツ又	1255-4	雑種地	95.04 <sup>m<sup>2</sup></sup>
弓田	三ツ又	1256-3	雑種地	2,729.13 <sup>m<sup>2</sup></sup>
弓田	三ツ又	1257	雑種地	238.52 <sup>m<sup>2</sup></sup>
弓田	三ツ又	1258	雑種地	125.48 <sup>m<sup>2</sup></sup>
弓田	三ツ又	1259-1	雑種地	108.97 <sup>m<sup>2</sup></sup>
弓田	三ツ又	1260-1	雑種地	299.71 <sup>m<sup>2</sup></sup>
弓田	三ツ又	1261	雑種地	212.98 <sup>m<sup>2</sup></sup>
弓田	三ツ又	1263-1	雑種地	93.92 <sup>m<sup>2</sup></sup>
弓田	三ツ又	1263-2	雑種地	238.19 <sup>m<sup>2</sup></sup>
弓田	三ツ又	1264	雑種地	189.23 <sup>m<sup>2</sup></sup>
弓田	三ツ又	1265	雑種地	179.98 <sup>m<sup>2</sup></sup>
弓田	三ツ又	1266-2	雑種地	330.08 <sup>m<sup>2</sup></sup>
弓田	三ツ又	1267-1	雑種地	300.08 <sup>m<sup>2</sup></sup>
弓田	三ツ又	1268-3	雑種地	304.05 <sup>m<sup>2</sup></sup>
弓田	三ツ又	1269-3	雑種地	107.53 <sup>m<sup>2</sup></sup>
弓田	三ツ又	1270-3	雑種地	0.85 <sup>m<sup>2</sup></sup>
弓田	三ツ又	1537-4	雑種地	748.56 <sup>m<sup>2</sup></sup>
弓田	猪子	4952	雑種地	45.51 <sup>m<sup>2</sup></sup>
弓田	三ツ又	4953	雑種地	258.85 <sup>m<sup>2</sup></sup>
弓田	三ツ又	4954	雑種地	527.00 <sup>m<sup>2</sup></sup>
弓田	三ツ又	4955	雑種地	335.39 <sup>m<sup>2</sup></sup>
弓田	三ツ又	4956	雑種地	141.18 <sup>m<sup>2</sup></sup>
弓田	三ツ又	4957	雑種地	68.29 <sup>m<sup>2</sup></sup>
			計	11,160.21 <sup>m<sup>2</sup></sup>



寄附申出書

坂都都発第221号  
令和5年3月13日

国土交通省 関東地方整備局  
常総国道事務所長 浜谷 恒平 様

申出人 住所 茨城県坂東市岩井 4365 番地  
氏名 坂東市長 木村 敏文



下記のとおり財産を寄附しますので受納してください。

記

財産の内容	土地	所在地	坂東市弓田字猪子 1248 番 1 外 27 筆
面積	11,160.21 m <sup>2</sup>		
寄附申出の理由	圏央道の菖蒲パーキングエリアから江戸崎パーキングエリア間の約 76km において、休憩施設がないという課題を解消するために道路事業者において（仮称）坂東パーキングエリアの整備を進めているところだが、今般、パーキングエリアの範囲が確定したことに伴い、坂東市が所有する公有財産について、国に無償譲渡することで圏央道の休憩施設不足の早期解消を図るため国土交通省に土地の寄附を申し出るものである。		
備考			



110

27	坂東市弓田 字三ツ又	4956 番	雑種地	141.18
28	坂東市弓田 字三ツ又	4957 番	雑種地	68.29
		合計		11,160.21